本庄西地域包括支援センター本庄市社会福祉協議会

西包括だより

第97号
令和6年10月発行

〒367-0052 本庄市銀座 1-1-1 本庄市市民活動交流センターはにぽんプラザ2階
電話　0495-22-7088　　FAX　0495-21-5516
業務時間　8：30～17：15（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）　時間外受付：080-4380-7614
担当地区：本庄西地域（千代田・若泉・中央・銀座・小島南・小島・万年寺・下野堂・（照若町）・都島・山王堂・沼和田・杉山・新井・三友）

成年後見制度とは・・・



認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方は、不動産や預貯金などの財産管理をしたり、契約などの手続きをすることが難しい場合があります。自分に不利益な契約であっても、十分に理解できずにそのまま契約してしまい、悪徳商法などの被害にあうこともあります。

このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。後見人（保佐人・補助人）が、ご本人に代わって、ご本人の権利を守りながら、金銭管理や契約行為等を行います。

「法定後見制度」３つの類型があり、対象となる方は次のとおりです。

① **後見**…常時、判断能力が欠けている状態の方
　例・日常の買い物ができない。

② **保佐**…判断能力が著しく不十分な方
　例・日常の買い物は一人でできるが、重要な法律行為をすることは困難。

③ **補助**…判断能力が不十分な方
　例・日常の買い物は一人でできる。重要な法律行為等の際にサポートしてほしいなど。

※判断能力の程度がどの種類に該当するかは、医師の診断書を参考に家庭裁判所が決定します。

成年後見人等の役割



身上保護

- サービス利用契約の手続き
- 入退院の手続き等
- 施設入所退所の手続き等

財産管理

- 預貯金の管理
- 年金等の受領
- 収支の管理



①
と受の理筆

費用について

◎　申立てにかかる費用

・印紙や切手など約１万円の他、医師の診断書に費用がかかります。また、精神鑑定が必要とされた場合は、別途、鑑定費用がかかります。

◎成年後見人等が選任されてからの費用

・後見人等への報酬がかかります。

※ご本人の資産等の状況をみて、家庭裁判所が報酬の有無と額を決めます。

ご相談ください

本庄市成年後見サポートセンター

成年後見制度に関する相談や支援を行っています。

◆一般相談◆　サポートセンター職員が電話や対面で相談に応じます

日　　時　　月～金（休日、年末年始を除く）　８：30～17：15

場　　所　　はにぽんプラザ２階　社会福祉協議会内

◆専門相談◆　成年後見相談員、アドバイザー（弁護士・司法書士）による相談

日　　時　　毎月第２・第４火曜日（休日を除く）13：00～16：00

場　　所　　はにぽんプラザ２階　活動室Ｃ

申し込み　　前月初日（土・日・休日・年末年始を除く）より先着順で当日 14：00 まで受付けます。

受付開始日は電話での受付のみとなります。

◆申し込み・問合せ先◆

本庄市成年後見サポートセンター（本庄市社会福祉協議会内）

10 月の予定

日時・会場	行事
10／23（水） 10：00～12:00 本庄東地域包括支援センター （本庄市本庄 3-1-21）	**認知症家族の会　本庄** 認知症のご家族を介護している方等が集まり、日々の介護のこと、悩みなどを話せる場です。お気軽にご参加ください。
10／28（月） 13：30～15：30 はにぽんプラザ２階 活動室Ｄ・Ｅ	**オレンジカフェはにぽん** **認知症個別相談会** 誰でも気軽に立ち寄ることができます。お茶を飲みながら、息抜きしませんか。専門職が認知症についての個別相談にも応じます。

都道府県クイズ！

奈良の公園のシカの数は、どうやってカウントしているでしょうか？

① 全て、目視で数えている
② ドローンが、空から自動で数えている
③ 実は、全く数えていない

